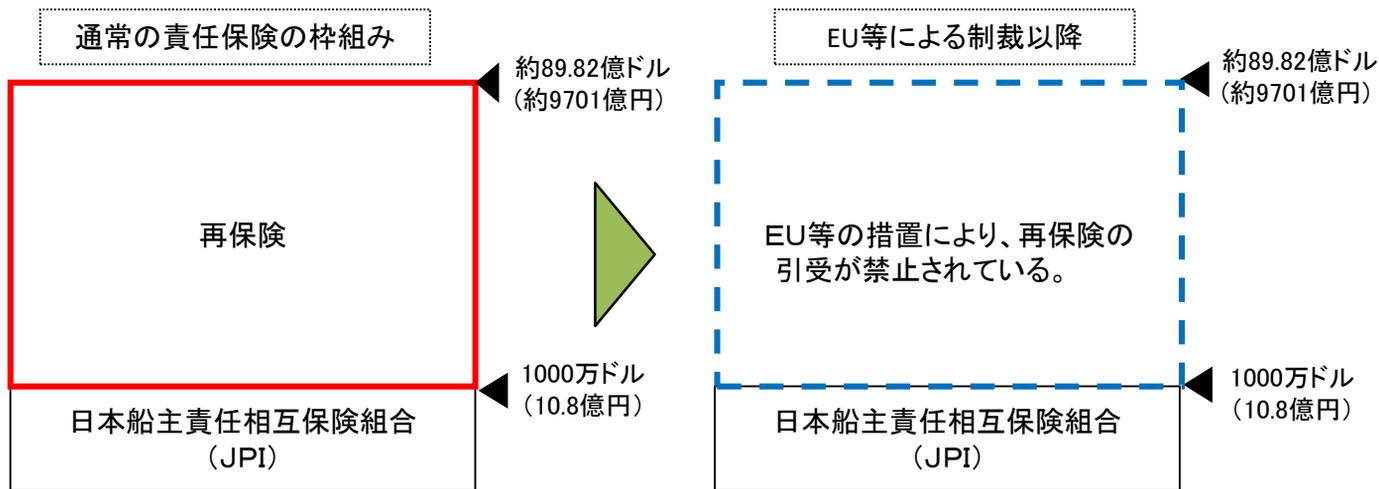


●特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法

【背景】

○EU等による対イラン措置により、平成24年7月1日以降、イラン産原油を輸送するタンカーについて、EU等の企業による再保険の引受けが禁止された。

- ➡ 対人・対物損害については、事実上無保険となり、タンカーの運航に支障をきたす。
- ➡ 油濁損害についても、保険金額が、船舶油濁等損害賠償保障法で締結が義務づけられている強制保険の要件を満たさないこととなった。

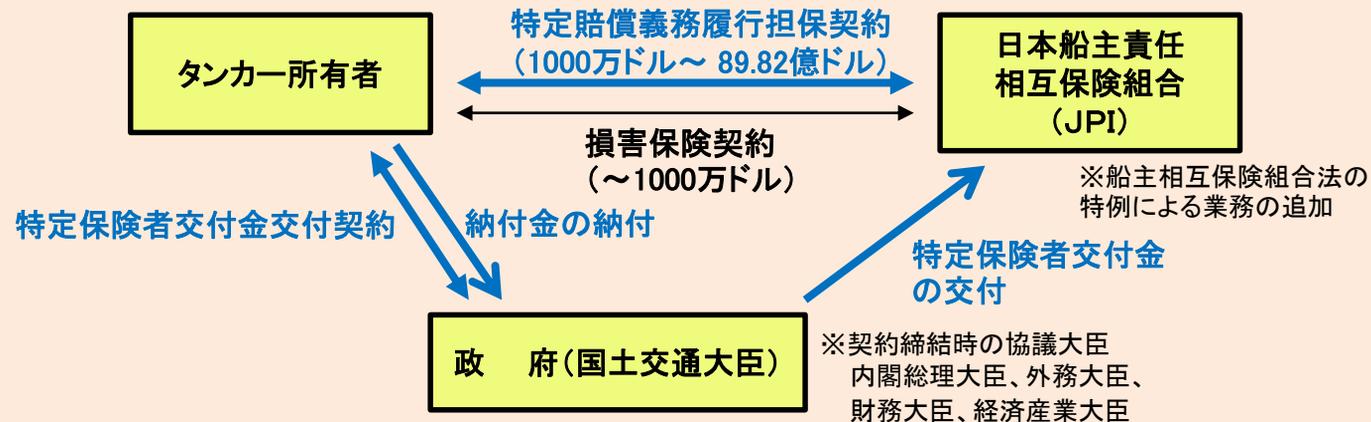


※責任保険・・・船舶の運航に伴って生じた損害(対人・対物損害、油濁損害)について、船舶所有者が負う賠償責任に対する保険



【特措法の概要】

- イラン産原油を輸送するタンカーの運航に伴い生ずる損害の賠償について、損害保険契約でカバーされる金額を超える金額(上図の青枠の部分)を、政府が日本船主責任相互保険組合等に対し交付する契約(特定保険者交付金交付契約)を締結。
- タンカー所有者は、政府に対し納付金を納付。



- この法律は、イランをめぐる国際情勢等の変化により特定タンカーについて再保険の締結が可能となったとき等には速やかに廃止。

➡ 我が国における原油の供給にとって重要なイラン産原油が我が国へ輸送されなくなる事態を回避